

## Q 相続が発生した場合の相続人の範囲と相続順位はどうなりますか？

**A** 民法では、相続人になれる人を決めており、それを法定相続人といいます。そして、相続人になる人の順序も決められています。まず、亡くなられた方(被相続人)の配偶者(夫や妻)は常に相続人になります。次に、血族相続人がいれば、その方も相続人になります。血族相続人には優先順位があり、優先順位の上の方がいると、下位の方は相続できないことになっていきます。血族相続人の優先順位は次の通りです。

第1順位の相続人は「子」ですが、実子はもちろん、養子縁組により法的に親子関係が生じた子(養子)も含まれます。また、法律上の婚姻関係にない男女から生まれた子どもを「非嫡出子」といいますが、こちらも「子」に含まれます。さらに、相続の当時まだ胎児であった子も「子」に含まれます。第2順位の相続人は「直系尊属」です。第1順位の「子」がいな



金融相談センター  
山田直樹

いときに、相続人になります。「直系尊属」とは、例えば、被相続人の父母や祖父母です。被相続人が幼くして亡くなった場合で、父母、祖父母がいずれも存命している場合には親等(しんとう)の近い父母が相続人になります。

第3順位の相続人は兄弟姉妹です。被相続人に第1順位、第2順位の相続人がいないときに相続人となります。被相続人より前に兄弟姉妹が亡くなっていれば、その子(甥や姪)が相続人になります。

なお、配偶者は常に相続人であると記しましたが、法律上の配偶者である必要があります。つまり、婚姻届が提出されていない内縁の夫・妻は相続人である配偶者と認められません。

金融相談センター(Tel 0558 176-11624)では、相続に関するご相談をお受けしています。お気軽にご連絡ください。

## ハートフルだより

大切なお人形に、ありがとうの気持ちを込めて…

### 人形供養祭

供養料は全額伊豆市・伊豆の国市  
社会福祉協議会に寄付させていただきます

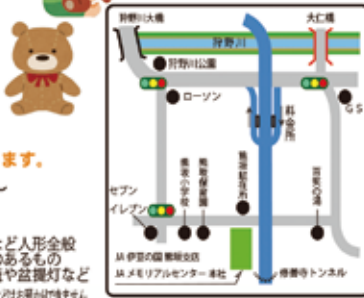
思い出の人形・ぬいぐるみを…  
平成29年6月21日より8月5日まで  
JAメモリアルセンター 本社にて受付いたします。

平成29年8月6日(日) 午前10時～

JAハートフルメモリー大仁会館  
伊豆の国市田京166-4

お預かりできる人形

ひな人形、五月人形など人形全般  
ぬいぐるみなど、顔のあるもの  
段飾り、古い回転灯籠や盆提灯など  
※ガラス・アクリルケース、刺繍などはお預かりできません



## お盆セールのご案内

- ◆展示会場 JAメモリアルセンター本社 (伊豆市熊坂)
- ◆セール期間 平成29年6月21日(水)～8月15日(火) (8:30～17:00)  
\*土日祝祭日も営業しています

新盆返し・お中元ギフトの品物も取り揃えております。

(株)JAメモリアルセンター

伊豆市熊坂421-1 フリーダイヤル 0120-72-6250  
FAX 0558-72-6300

## 理事会だより

### 5月度の定例理事会

5月24日に5月度の定例理事会が開催され、以下の議案が原案通り可決承認されましたので、ご報告いたします。

- 第1号議案 平成28年度決算監事監査指摘事項類末報告について
- 第2号議案 平成29年度職員定期昇給について
- 第3号議案 職制規程の一部変更について
- 第4号議案 業務報告書及び連結業務報告書の提出について

以上全議案は、原案通り可決承認されました。

### JA伊豆の国の概況

(平成29年5月末現在)

組合員	15,572人
	(正 7,365人)
	(准 8,207人)
貯金残高	1,901億0,452万円
貸付金残高	458億9,228万円
共済保有高	4,905億4,050万円
購買品供給高	6億0,349万円
販売品販売高	17億0,794万円